

## テールゲートリフター特別教育の制度の概要について

陸災防岐阜県支部

<http://www.rikusaig.sakura.ne.jp/>

本年度の法改正により、貨物自動車に設置されているテールゲートリフター（パワーゲートリフター）を使用して荷を積み卸す作業に対し、特別教育を行った上で業務を行うことが義務化され、令和6年2月1日から施行されることとなりました。それまでに作業員に対し特別教育を行っておかないと、この業務に就くことが出来ないこととなります。以下、テールゲートリフター特別教育の制度の概要についてお知らせします。

### 特別教育の内容

#### カリキュラム

科目		範囲	時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2 時間
	関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間
実技	テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

#### 特別教育の記録

特別教育を実施した場合は、当該特別教育の受講者、科目、受講日、講習実施者等の記録を作成し3年間保存する必要があります。

#### 使用する教材

テキスト、補助教材（学科、実技用動画）を陸災防で用意します。

#### 講師について

講師の資格要件は定められていませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験等を有する者でなければなりません。社内講師養成のために陸災防（本部・支部）ではインストラクター養成講習（有料）を行います。

#### 陸災防で行う特別教育

社内で教育を行えない場合、陸災防で行う特別教育（有料）にご参加ください。

テールゲートリフター特別教育を滞りなく進めるために、アンケート調査を後日行いますので、その際にはご協力をお願いします。